

5 利用・整備計画

(1) 基本的な考え方

- ・前掲の空間配置計画で定めた各ゾーンについて、その機能と特徴を踏まえた施設整備を行い、ソフト展開を図る。
- ・いずれの施設整備を行う場合にも、施設周辺の景観等との調和を重視した利用・整備計画を検討するとともに、バリアフリー化など当該拠点の利用のしやすさには留意する。
- ・具体的な施設整備の実現にあたっては、本県と天理市を中心とした地元が役割を分担するとともに、連携して周辺整備やソフト展開を行うことにより、多様な主体の参画を目指す。

(2) 各ゾーンにおける利用・整備方針と主要施設

1) コアゾーン

国道 25 号より計画区域にアプローチした正面玄関部に、路線バス及びコミュニティバス（検討中）や団体・観光バスの乗降場と合わせて、歴史文化資源活用、人材育成機能を有する「文化財修復・展示棟」を配置する。

さらに、文化財修復・展示棟と一体的・連続的に歴史文化資源を活用した学習・交流拠点となる「複合棟」を配置する。

【主要施設】

①文化財修復・展示棟	4,900 m ² 程度
②複合棟	2,950 m ² 程度

2) 賑わいゾーン

賑わいゾーンの中で見晴らしの良好な計画区域の西端に、眺望とともに、奈良の豊かな食を堪能することができる農家レストランを配置。併せて、地元農産物や加工品の直売、加工・実習体験など農業振興を図るため、農村交流施設を配置する。

さらに、伝統工芸品の展示即売等により産業振興を図るため、伝統工芸施設を隣接して配置し、両施設の前面の空間（屋外広場）では関連イベントも開催できるよう、一体的な魅力ある空間づくりを行い、賑わいの創出を図る。

また、これらの物販・飲食施設に隣接し、国道 25 号から計画区域にアプローチしたすぐ西側に観光や特産品の紹介等を行う情報提供施設（道の駅）やトイレ、サイクルステーションを配置する。

【主要施設】

③情報提供施設（道の駅）、トイレ	250 m ² 程度
④農村交流施設	1,400 m ² 程度
⑤伝統工芸施設	300 m ² 程度
⑥サイクルステーション	50 m ² 程度
屋外広場	

3) こども・憩いゾーン

計画区域の東側の丘陵となっている現地地形を最大限に活用し、屋外での現代アートの展示空間や散策道、展望台、郷土教育等にも活用することができる体験広場など、こどもや家族連れで憩い・楽しむことができる屋外体験施設を配置する。

【主要施設】

⑦屋外体験施設（散策道、こどもの広場等）	
----------------------	--

(3) 整備イメージ

(仮称) 国際芸術家村の整備イメージは、次のとおりである。

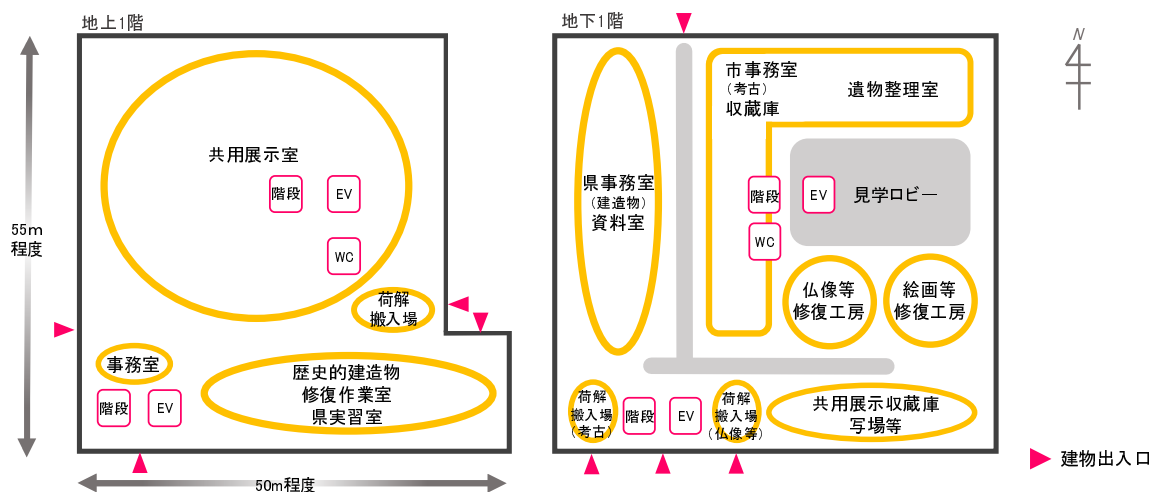


図表3 整備イメージ

(4) 各施設の諸室機能・規模

各施設の主な諸室機能及び規模は、次のとおりである。
今後、実施設計等を経て規模等の詳細を決定する。

1) 文化財修復・展示棟



地上1階

施設名	室名・機能	規模
県文化財保存事務所(建造物)	修復作業室・実習室、荷解搬入場	550㎡程度
共用展示室	展示室、民俗・無形文化財の資料室、子供向け図書コーナー、事務室	1,200㎡程度

地上1階・地下1階

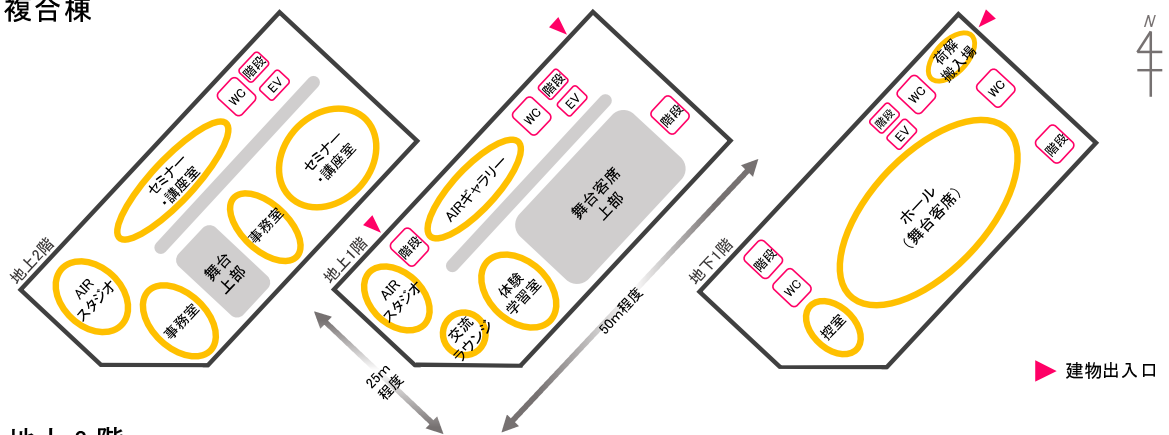
施設名	室名・機能	規模
共用部分	廊下、WC、EV、階段室、機械室、電気室、倉庫、給湯室、サービスヤード、ドライエリア、受付兼警備室等	1,000㎡程度

地下1階

施設名	室名・機能	規模
県文化財保存事務所(建造物)	事務室、資料室	600㎡程度
天理市文化財課(考古)	遺物整理室、事務・学芸室、保存処理室、遺物収蔵庫、調査機材・資料、図書収蔵庫、荷解搬入場	600㎡程度
仏像等彫刻修復工房	作業室	200㎡程度
絵画・書跡・工芸等修復工房	作業室	200㎡程度
その他	共用展示収蔵庫、見学ロビー、薬品庫、写場、樹脂室、荷解搬入場(仏像等)	500㎡程度

図表4 文化財修復・展示棟の諸室機能及び規模

2) 複合棟



地上2階

施設名	室名・機能	規模
セミナー・講座室	セミナー・講座室(大・中・小)	300㎡程度
アーティスト・イン・レジデンス(AIR)	スタジオ(小)	100㎡程度
事務室	管理・運営主体事務所等	200㎡程度

地上1階

施設名	室名・機能	規模
アーティスト・イン・レジデンス(AIR)	スタジオ(大)、ギャラリー、交流ラウンジ	200㎡程度
その他	体験学習室	100㎡程度

地下1階

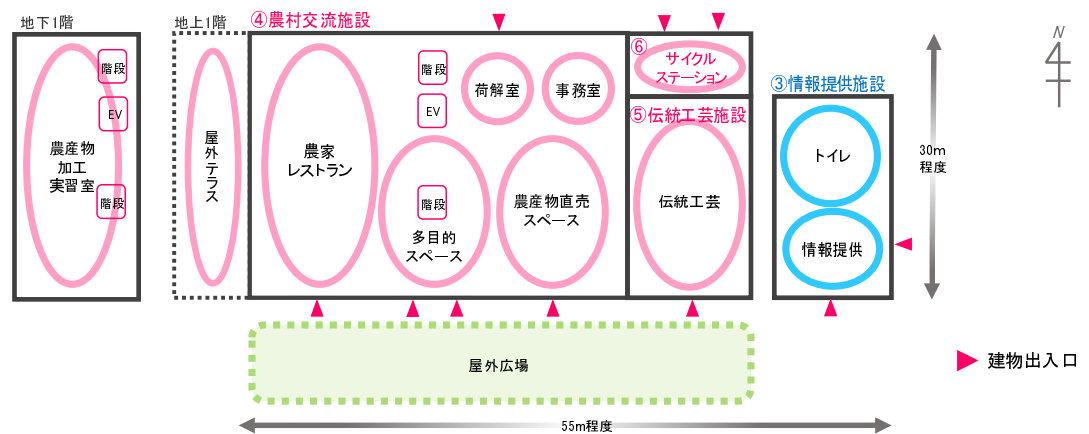
施設名	室名・機能	規模
ホール	客席(300席程度)、舞台、ホワイエ、控室、荷解搬入場	900㎡程度

地上1階、2階、地下1階

施設名	室名・機能	規模
共用部	廊下、WC、EV、階段室、機械室、電気室、倉庫、給湯室、応接室、サービスヤード、ドライエリア等	1,150㎡程度

図表5 複合棟の諸室機能及び規模

3) 情報提供施設・農村交流施設・伝統工芸施設



施設名	室名・機能	規模
③情報提供施設	道の駅(地域の観光情報、道路・気象情報等発信)、24時間トイレ	250㎡程度
④農村交流施設	農産物・加工品直売所	250㎡程度
	農産物加工(3室程度)・実習室(40名程度)	350㎡程度
	農家レストラン(屋内80席、屋外40席程度)	300㎡程度
	魅力発信・交流等多目的スペース	100㎡程度
⑤伝統工芸施設	事務室、荷解室等	150㎡程度
	工芸品展示即売、制作実演等	250㎡程度
④⑤共用部分	廊下、WC、EV、階段室、倉庫、給湯室等	300㎡程度
⑥サイクルステーション	更衣室、シャワーブース	50㎡程度

図表6 情報提供施設・農村交流施設・伝統工芸施設等の諸室機能及び規模

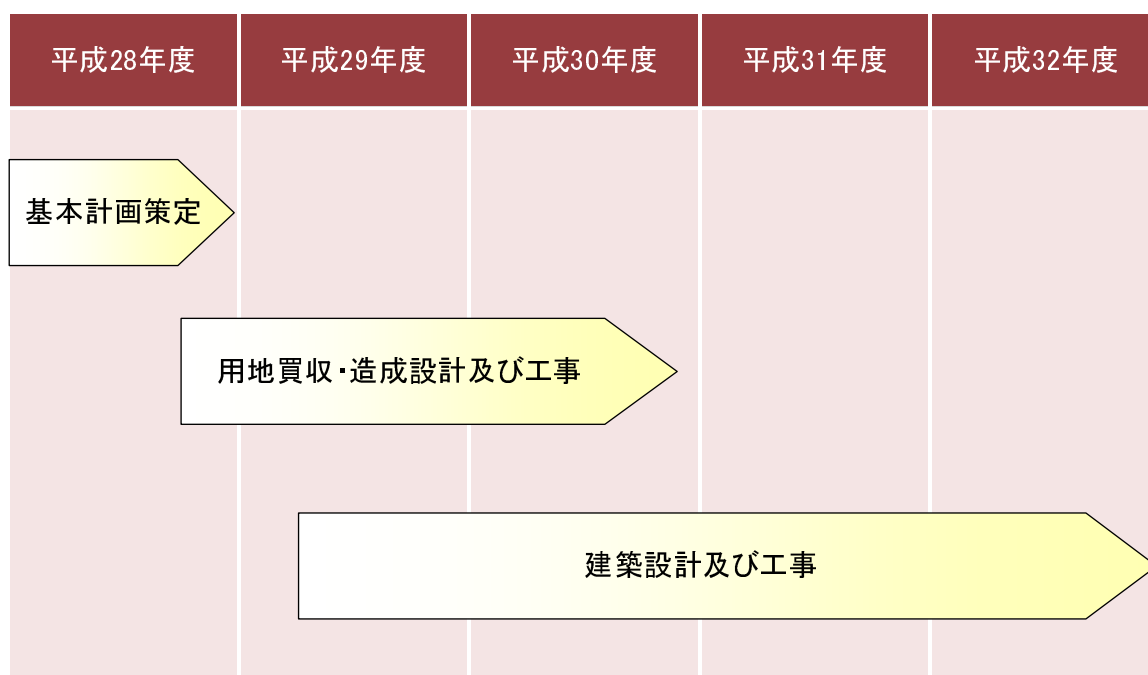
(5) 整備事業費の試算

現時点における概算事業費は、95億円程度を想定している。

今後、建築の実設計等を経て規模等の詳細を決定し、事業費の精査を行う。

(6) 整備スケジュール

(仮称) 国際芸術家村の整備については、今後、用地の造成や建築の設計及び工事等に取り組み、平成32年度中の完成を目指す。



図表7 整備スケジュール

6 管理・運営のあり方

(1) 複合施設の機能・特徴を踏まえた民間のノウハウ活用について

(仮称) 国際芸術家村の複合施設の管理・運営は、その機能や特徴を踏まえ、民間のノウハウの導入が可能かどうか以下のとおり検討する。

- ・本県の機関（文化財保存事務所）が移転する文化財修復・展示棟は、その特殊性を考慮し、管理・運営について民間事業者に委ねる範囲を検討する。
- ・文化財修復・展示棟以外の施設は、民間事業者のノウハウの導入の可能性を検討する。

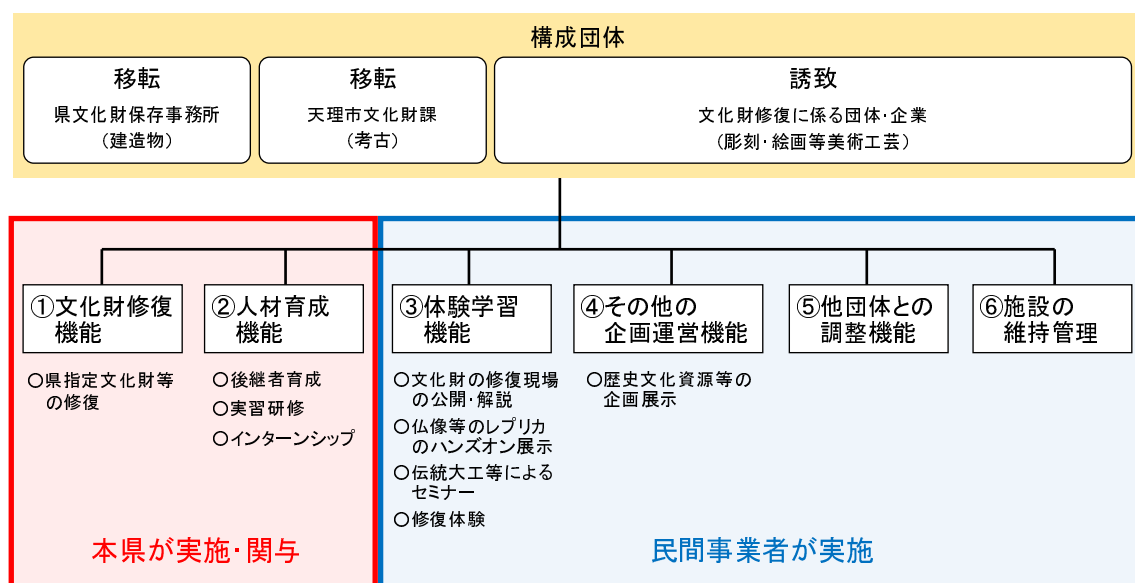
①文化財修復・展示棟 文化財の修復現場の公開・歴史文化資源等の展示 など	②複合棟 ホール セミナー・講座室 AIRスタジオ など 使用料収入見込有	③情報提供施設（道の駅）等 トイレ 駐車場 サイクルステーション	④農村交流施設 農産物の直売所 加工所 レストラン など 物販等収入見込有	⑤伝統工芸施設 展示即売 制作実演 など 物販等収入見込有	⑦屋外体験施設 散策道 こどもの広場 など
本県の一定関与を検討	民間事業者のノウハウの導入の可能性を検討				

図表8 複合施設の機能・特徴等を踏まえた民間事業者のノウハウ活用の可能性

(2) 文化財修復・展示棟における管理・運営のあり方

文化財修復・展示棟における構成団体と当該施設の有する機能は、下図のとおりである。文化財修復・展示棟において、本県の責務として自ら実施すべきもの（文化財の保存・修復機能や人材育成機能等）は、最小限の範囲で本県が実施・関与する。

文化財の修復現場の公開・解説や仏像等のレプリカのハンズオン展示などの体験学習、企画運営等の機能は、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限活かすため、民間事業者委ねることが望ましい。



図表9 文化財修復・展示棟における管理・運営のあり方

(3) 施設全体の管理・運営のあり方

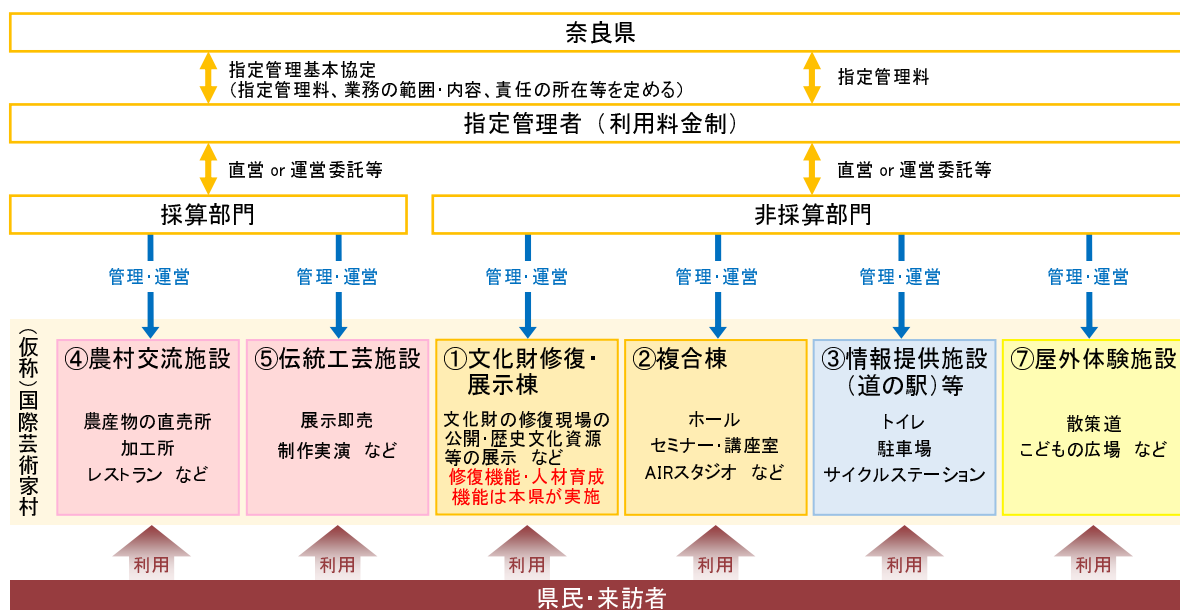
施設全体の管理・運営形態は、民間事業者のノウハウの導入によるサービスの質の向上、コスト削減等の効果的・効率的な管理・運営を行うために、全国の「道の駅」及び「重点道の駅」の管理・運営の例にあるように指定管理者制度（利用料金制）を活用することが望ましい。

管理・運営形態		説明	特徴
指定管理者制度	利用料金制	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の使用料や自主事業収入等を指定管理者が収受し、施設の管理経費に充当する ○当該収入のみで管理・運営経費を賄えない場合は、本県が指定管理料でコストの一部を負担する（併用制） 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営者への施設使用許可権限の付与や、直売所等の利用料金収入を運営者の収入とすることができるため、<u>民間事業者の創意工夫や業務改善のインセンティブにより、質の高いサービスが提供できるとともに指定管理料を縮減できる可能性がある</u>
	料金徴収代行制	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の使用料等は指定管理者が徴収を代行し、最終的には本県の収入となる ○管理・運営経費は別途、本県が指定管理者に支払う 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営者への施設使用許可権限の付与等は可能であるが、利用料金収入が得られず、<u>民間事業者の創意工夫や業務改善のインセンティブが低い</u>ため、<u>質の高いサービスの提供と指定管理料の縮減が期待できない</u>

図表10 施設全体の管理・運営形態の比較

(4) 相応しい管理・運営形態

(仮称) 国際芸術家村は、複合的なサービスを提供する拠点であることから、各分野に強みのある民間事業者（全分野に精通した事業者がない場合は連合体）が創意工夫のもと収益を高める一方、一体管理等の効率的な管理・運営によってコスト削減に努める形態が望ましい。



図表11 指定管理者制度(利用料金制)活用の本県モデル案